

令和4年度 第3回 奈良県環境審議会議事録

日 時 令和5年2月7日（火）
10時00分～
場 所 奈良県コンベンションセンター
会議室107・108

【出席委員】（会長）樋口委員、
岸本委員、清水委員、惣田委員、藤田委員、増田委員、水谷委員、
山村委員、伊吹委員（代理：福永氏）、渡辺委員（代理：岡本氏）、
伊藤委員、乙村委員、辻本委員、原田委員、前野委員、吉田委員

【議 事】

- ・奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）の策定について
- ・奈良県環境影響評価技術指針の一部改定について
- ・令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

【樋口会長】

それでは、議事に移らせていただきます。

最初に「奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）の策定について」です。

本案件につきましては、令和4年11月15日付けで、「奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）の策定」について、知事より当審議会に対し、諮問がございました。これを受けて令和4年度第2回審議会にて審議致しましたが、その後パブリックコメント等を実施し、それらの意見を踏まえ、改めて議案としてとりまとめられたところです。

それでは、その報告について事務局より説明お願いいたします。

【事務局】

奈良県廃棄物処理計画第5次計画案につきましてご説明させていただきます。

本計画案につきましては11月開催の第2回審議会でご審議をいただきました。

その後、県循環型社会推進協議会や県議会委員会において、ご意見をいただきましたうえで資料1-1に記載しておりますとおり、12月21日から1月20日の間、パブリックコメントによる意見募集を実施いたしました。結果は、意見提出は0件でございました。

また、市町村からは、県による施策の積極的な推進に関する意見はありましたが、数値目標や施策の方向性等に関し、修正が必要となる意見等の提出はありませんでした。

従いまして第2回審議会でご説明させていただきました計画案からは、資料編の追加及び誤字脱字等の修正以外変更等はございません。

前回の審議会でご欠席された委員の方々もおられますのでここで計画案の概要につきましてご説明させていただきます。

（資料1-2に基づき説明）

計画案の概要につきましては以上のとおりでございまして計画案につきましては資料1-3のとおりでございます。

最後に今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

本日ご審議いただき答申をいただきましたうえで、2月県議会の委員会で報告させていただきましたのち、3月末に計画の公表、報道発表をさせていただく予定としております。

以上で奈良県廃棄物処理計画第5次計画についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【樋口会長】

ただいまご説明がありました本案件につきまして委員の皆様のご意見ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

この件に関しては、前回の審議会にて議論させていただきました。おさらいとして、前回審議会での意見について報告お願い致します。

【事務局】

前回第2回審議会でご審議いただきました際には、例えば下水汚泥の活用について、ご質問がありました。

これにつきましては、現在、汚水処理構想に掲載しておりますとおり、今後活用していきたいと考えております。

現在、奈良県では（下水汚泥について）焼却せずにそのまま最終処分を行っているところもございます。産業廃棄物の再生利用率低下の要因となっている部分もございます。

この下水汚泥を活用していくことにより、今後再生利用率が上がっていく可能性もあるかと考えております。

【伊藤委員】

新規事業のバイオマスの活用に関してですが、御杖村では、畜産の整備計画に関して、地元では反対の声も出てきております。

その理由として、水質汚濁や糞尿の処理（堆肥化）について、心配されている訳ですが、水質の環境基準の問題等に関して、国の環境基準で考えるのか、県独自の基準をつくらなければならないのかといった環境問題については、各担当部署でやっていくのか、ここ（環境審議会）でも協議していくべきであるのか、その辺いかがでしょうか。

【事務局】

廃棄物処理計画に記載の事業例については、廃棄物部局のものだけではなく全県庁の部分につきましても記載をしております。

ご質問の議論につきましては、畜産課等の各担当部局が中心となっていくかと思いますが、環境中の数値に影響をあたえるということであれば、環境部局も当然関わっていくことになるかと思えます。

【伊藤委員】

基本は担当部局になるとのことですが、色々な問題が出てきた際には、本審議会の中で審議できる案件であれば、お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【樋口会長】

他にご意見いかがでしょうか。

（意見なし）

それでは意見もございましたが、本計画案につきまして、修正が必要といった特段の意見はなかったと思えます。

つきましては、本案件にかかる当審議会から知事宛への答申（案）についてですが、答申案に記載の別添については、ただいまご報告いただいた資料１－３のとおりとし、（案）のとおり答申することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは本議題は終了とさせていただきます。

【樋口会長】

それでは次の議事に移ります。「奈良県環境影響評価技術指針の改定について」です。本件につきましては、令和４年９月９日付けで、「奈良県環境影響評価技術指針の一部改正について」、知事より当審議会に対し、諮問がありました。

その後、奈良県環境審議会条例第７条に基づき、当審議会より環境影響評価審査部会に付議を行い、既に環境影響評価審査部会にてご審議いただいています。今回は、その報告をしていただきます。

それでは、環境影響評価審査部会の水谷部会長よりご報告をお願いします。

【水谷部会長】

奈良県環境影響評価技術指針の一部改正に対する意見につきまして、令和４年９月９日付けで奈良県知事から諮問のあったことを受け、環境影響評価審査部会では１０月２８日に部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。

それでは、事務局より説明させていただきます。

【事務局】

（資料２－１～資料２－３に基づき説明）

【水谷部会長】

部会でとりまとめた答申案の概要は、今事務局から説明いただいたとおりです。以上をもちまして、「奈良県環境影響評価技術指針の改定について」の報告を終わります。

【樋口会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありました本案件につきまして、委員の皆様のご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

なお、ご発言のある方は、画面をオンにいただき、発言の際には、ミュート解除のうえ、最初にお名前を仰ってからご発言くださいますよう、お願いします。

【増田委員】

委員の増田です。私はこれまでも大規模の太陽光発電等のアセスに関わってましたが、今回、多くの影響要因等を含めて非常に詳細な技術指針ができており、とても良い方向に向かっていると思っています。

その中で少し気になるのが、今、再生可能なエネルギーを促進させようという動きがある中で、温対法の改正、つまり再生可能エネルギーを促進させるために、地方で促進地域を設定して太陽光や風力、水力などの設置を促進する場所を設定していくという動きがあり、その中で、そういう設定をする時に上位の方でちょっとしたアセスを行い、そこで問題が無ければ配慮書等がいらぬという展開があるが、それと今回の改正がどういふ風に関係しているのかが気になっています。

先ほどのフローの中に、今回の太陽光発電は最初から配慮書があつて、方法書があつて、準備書があつて、評価書があつてというパターンになっているが、これが太陽光発電を進めるのにあつて、ちょっとその辺にずれがあるのではというのが私の気になるところです。何か考えがあれば教えてください。

【事務局】

まず促進地域ですが、奈良県ではまだ促進地域を定めていません。委員のおっしゃるように、片方で規制しながら片方が促進をしていくというふうな形になると思いますが、まず大規模の太陽光につきましては、奈良県でも地域住民からの理解が得られていないような事例が実際に発生しています。そして、環境影響評価の対象となる事業については、当然配慮書から順次アセス手続きを踏んでいきますが、環境影響評価の対象規模未満の事業についても、5000㎡以上の大きな発電施設については、環境省が出している環境影響評価ガイドラインに基づいて、環境調査の実施と、同時に住民説明の実施を、条例で義務づけしようと思つています。

あと、促進という意味では、やはり屋根へ置く等を進めていかぬといけぬと思つています。率先して県有施設へ再エネを導入しようというところで、今年度に県庁舎や出先機関等のどういった建物に設置が可能かを調査して、来年度から具体的に、建物なので太陽光しか無いと思つますが、再エネの施設の導入を促進していこうと思つています。

それと同時に建物の省エネ化をまずは県庁等の公有施設から導入して、それを市町村なり、民間の方に波及していければと思つています。

【増田委員】

実は地域で促進地域を設定していく際、関係する条例や法律を全部チェックすると、ほとんど建物の上でしか太陽光発電がでぬような状況で、森林を開発して大規模な太陽光が設置できるような場所はほとんど無いと私は思つます。

逆に、狭まった内容で上位の方で計画を立てて、その計画に基づいて設置可能な場所を決めるまでの部分は逆に自治体に責任が出てくるようなシステムになっているので、再生可能エネルギーといえども、公共の大きな施設の上や、ほとんど使つてないような未利用地にしか、太陽光パネルはなかなか作れぬのかなというのが私の考えです。

これがアセスの方でまた太陽光が動き始めて、逆に土地収用をした民間が進めていこうとするときに、何かずれが起くるのではないかとこの心配があり質問させていただきました。ありがとうございました。

【樋口会長】

ありがとうございました。他の皆様方ご意見いかがでしょうか。

【吉田委員】

委員の吉田です。専門的なことはよく分からないのですが、条例に基づく手続きのフローのところ、段階を踏んで進めていくことが、先ほどあった地域住民の理解が得られていない事例を減らしたり無くしたりするためにすごく有効だと感じました。

フローの中で環境審議会にも意見を聞いていただく場を設けていただけていますが、一般意見という部分については、市町村がどれだけ住民の方に説明を尽くして意見を聞くかというところだと思うのですが、最初の議題の中で廃棄物処理計画のパブコメも意見が0件だったという報告もありましたし、地域住民が知らない間に手続きが進んでいってしまうのではないかとということが心配になります。ですので、県の方としても市町村への働きかけを強めていただきたいという風に感じます。よろしくをお願いします。

【事務局】

アセス制度につきましては、この資料に記載のとおり、環境審議会の意見も聞き、近隣の市町村長の意見も聞き、また、広く地域住民の意見も聞くというような制度になっています。そういった意見を取りまとめて、最後に知事意見として事業者に戻すというような制度です。

また、環境影響評価対象規模未達の施設については、制定予定の条例において近隣住民への説明会を義務づけるという制度を設けようとしていますので、そこで地域住民の意見については十分反映されるような制度になろうかと思っています。

【吉田委員】

ありがとうございます。

【樋口会長】

他いかがでしょうか。

【清水委員】

畿央大学の清水です。先ほどの吉田委員のご意見にも重複するところかと思いますが、私も、市町村単位で意見を吸い上げるための、その仕組み自体に対する評価を、この中に組み込むことはできないものでしょうか。

恐らく、やってくださいという形で促すと、やりましたという形で戻ってきますが、その中で、どのくらいやったのかの確認や、中身の工夫というところが、今後様々なことをやっていく上で必要になってくると思います。

【事務局】

市町村長に対しては、知事の方から市町村長に意見を伺うという制度になっております。それから、一般意見、地域住民というか広く県民、市民からの意見を頂戴するという所ですが、それについては、今でいうとHPで募集するとか、いわゆる行政がするパブリックコメント的な形で、意見を吸い上げていけるのかなと思っています。

【清水委員】

私もよくパブリックコメントに関わるようなことを市町村長と一緒にやっていますが、場合によっては、「何もご意見が無くて良かった」なんて声が聞こえたりします。そういうスタンスではいけないので、今回は難しいと思うが今後の課題として、“住民の意見を吸い上げる仕組みを考えたい”と思えるような仕組みというものが必要なと常々思っております。今後何かそういう、十分に意見を吸い上げるような工夫をされたところに対する評価ができるような仕組みが必要になってくるのではないかと考えています。次回、ご検討いただけたらと思うので、よろしくお願いします。

【樋口会長】

ご意見ありがとうございました。他いかがでしょうか。

【増田委員】

増田です。今の清水さんの意見なのですが、今までの大規模太陽光発電のアセスの中でも、住民の意見はかなりあります。やはり地域毎に住民の意見というのは、自分の近くに設置される施設については、ゴミの廃棄物処理場と一緒に意見はいっぱい出てきますが、設置場所に自分が関わっている人からの意見が多くて、それ以外の人からの意見は件数が非常に少ないです。

色々な意見を吸い上げるというのは非常に難しく、今までのアセスの場合は先にこの場所が決まっています、そこに大規模太陽光パネルを貼り付けるような感じで、環境保全に配慮することが前提で進められてきているので、もし促進地域を設定するのであれば、もしかしたらそこはだめだよというのが分かっている、評価の対象にならない、要はそこに太陽光パネルは貼れないという方向に進むのではないかという期待感があります。

今までの太陽光は、京都府の場合も、神戸市の場合も、結構小さな規模の場合は、私たちが意見を出したとしても、結局推進されてしまうというパターンがあったので、そういうところも考えて欲しいと思います。今回の技術指針では影響要因がかなり厳しくなっているので大丈夫かとは思いますが、環境影響評価をそういう形で進めてくれたらなと考えています。

【樋口会長】

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

では、私から少し細かいところで気がついたことを申し上げたいのですが、まずこれは本当に些細なことですが、今回の太陽光の発電施設の設置事業の別表の置く場所が、なぜ6の2のところにあるのか、特段の理由があれば聞きたいということと、もう一つは、今回標準項目の表に新たな行と列ができますが、この標準項目の表というのは、別表6の2に限らず全ての別表において同じフォーマットなのか、それとも6の2だけにこの行と列が加わることになるのか。もし、6の2だけにこの行と列が加わるとしたら、他の別表にもこの行と列を加えて、とりあえずは空欄にしておくと、これはあくまで標準項目なので、事業者が自ら、これも評価が必要だなと思ったら丸をつけることになる。他の事業でもそういう可能性があるのなら、全ての別表に新たな行と列を加えても良いのかなと思いました。

【事務局】

まず、別表6の2ですが、事務局としては、本当は条例の対象事業として一番後ろに入れたかったのですが、うちの法政部局からの「他の条ずれを最小限に抑えられる」という指導により、中途半端

に条例において4の2とすることとなり、結果、本当に中途半端で申し訳ないのですが、別表では6の2という形になっています。うちの法政部局からの指導により、極力他の条文に影響が出ないようにするためにこのようになっております。

それから、新しくできる行と列のところで、影響要因の区分については、工事用道路などは他の事業でも記載されています。土地の安定性については、説明の中でも申し上げたとおり、他の事業には存在しません。太陽光についてのみ、土地の安定性というのが記載されることとなります。

【樋口会長】

はい、分かりました。他の所に行を加え予定は無いということですか。

【事務局】

そうです。

【樋口会長】

他いかがでしょうか。

(意見なし)

では、ご意見が出尽くしたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、この審議で出たご意見の内容を踏まえて、技術指針の改定についての案の内容に関しまして、どこか修正しなければならないところがありますでしょうか。私が見た感じでは、事務局に対してこれから努力してくださいというご助言はいただきましたが、提案いただいた指針案に関しては、加筆修正は不要かなという風に見ていたのですが、もし、「ここは」というところがあれば、その場所等をお示しいただければと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

ご意見等は特にないようですので、今回上がってきた指針案そのままということで、今後進めていきたいと思います。

それでは、本案件に係る当審議会から知事宛への答申案についてですが、ウェブでご出席の方は、画面をご覧ください。会場でご出席の方には、ただいまより配付致します。それでは、本案件については、答申案に記載の別添については、ただいま報告いただいた資料2-3の報告内容のとおりとし、案のとおり当審議会から知事あてに答申することとしてよろしいでしょうか。

(委員より異議無し)

事務局側もよろしいでしょうか。

【事務局】

了承。

【樋口会長】

それでは本案件に係る審議を終了します。

【樋口会長】

それでは、最後に、「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」です。本件につきましては、令和4年12月22日付けで、「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」について、知事より当審議会に対し、諮問がございました。その後、奈良県環境審議会条例第7条に基づき、当審議会より水質部会に付議を行い、既に水質部会にてご審議いただいております。今回は、その報告をしていただきます。それでは、水質部会の惣田部会長よりご報告をお願いします。

【惣田部会長】

令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして、令和4年12月22日付けで奈良県知事から諮問のあったことを受け、水質部会では1月24日に部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめたので報告します。それでは、事務局より説明していただきます。

【事務局】

(資料1-1～1-5に基づき説明)

【惣田部会長】

部会で取りまとめた答申案の概要は事務局説明のとおりです。以上を持ちまして、「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」の説明を終わります。

【樋口会長】

ただ今説明のありましたとおり、水質部会で計画(案)をまとめていただきました。それでは、事務局からの説明について、ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いします。

(発言なし)

水質部会の方でこれはというような議論はございましたでしょうか。

【事務局】

岸本先生から、淀川・新宮川水系が令和に入って水質悪化している地点について、例年同じ地点が基準超過しているのか、毎年入れ替わっているのかご質問がありましたが、おおむね同じ地点が毎年基準超過しています。

また、淀川水系で昨年度、夏前から一部地点で測定頻度を上げて追加調査を行っている結果について、惣田先生よりご質問をいただきました。まだ1年余りのデータしか積みあがっておりませんでしたので、これといったものはお示しできなかったのですが、年4回の測定頻度の場合と12回の場合の比較において、BOD平均値が12回測定では0.3ほど低くなっており、両回数とも環境省通知に従った回数ではあるものの、年4回の採水では、タイミングによっては地点を代表できていないという可能性が示唆されています。

【惣田部会長】

そのほかに、令和4年度から環境基準のうち、大腸菌群数が大腸菌数に変わったことによる検出状況

等や新たに要監視項目に加わった PFOS・PFOA が景観・環境総合センターで分析を開始してどうだったかなどが議事に上がりました。

【事務局】

そのことについて、まず、大腸菌数におきましては従前より大腸菌群数の環境基準を超過している地点はありましたが、大腸菌数になってさらにいくつかの地点で基準超過がみられ、たかが一年だけの結果ではありますが、全体として基準超過が増えた印象を持っている旨説明しました。

PFOS・PFOA についてですが、県では令和3年度から測定することを計画に盛り込んでおりまして、その時は分析を外部委託しておりましたが、令和4年度からは景観・環境総合センターで自前分析を行っていることを報告しました。

【樋口会長】

他にいかがでしょうか。岸本先生、何か質問ありますか。

【岸本委員】

部会で詳細に説明してもらったので、この場では特にありません。

【樋口会長】

私から一点。先ほど、水質が悪化したところで測定回数を増やしたとの説明がありましたが、それは計画外でなされたということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【樋口会長】

臨機応変に、しかも計画以上の取組をされているのは良かったと思います。令和5年度におきましても、状況に応じて必要があれば追加対応をもって計画を進めていかれたと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【樋口会長】

他、いかがでしょうか。では、オンラインでご参加の先生方この辺でよろしいでしょうか。ご意見ございませんか。会場の先生方、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件についてのご議論は終わりにしたいと思います。最終的にはこれを答申という事になるのですが、今頂いたご意見の中ではこの計画に関して修正を要するようなご意見は特に無かったかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本案件につきましては、答申案に記載の別添につきまして、ただいまご報告いただきました（資料3-5）のとおりとすることとし（案）を取ったものを当審議会から知事あての答申とさせて頂きたいのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

以上で、本日予定しておりました案件についての審議は終了いたしましたので、進行を事務局に戻したいと思います。

【事務局】

本日予定していた案件についての審議は終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。